

## 鋸山活用環境整備事業業務委託 仕様書

### 1 委託業務名

鋸山活用環境整備事業業務委託

### 2 委託業務の目的

鋸山は日本遺産候補地域として認定されたことをきっかけに、富津市・鋸南町という行政区域を超えたネットワーク構築が進んでいる。これと同時に、日本遺産を通じた文化遺産の保存承継によって鋸山に愛着を持つ登山客が増加し、石の研究者たちの活動も活発化している。

しかしながら、鋸山では、各団体が点在的な活動を行っており、一体的な案内情報や事業者連携および環境整備が図られていないため、来訪者に対し十分に魅力が伝わっていない。

本業務委託は、全体的なコンセプトを整えることで、鋸山の魅力・歴史を効果的かつ相乗的に伝えていく鋸山グランドデザインを策定する業務である。

### 3 業務対象区域

日本遺産「候補地域」鋸山（富津市・鋸南町）

### 4 履行期間

本業務の履行期間は、契約日の翌日から令和4年（2022年）3月20日までとする。

### 5 業務委託の内容

業務委託の内容は、以下の通りとする。

#### （1）歴史・文化遺産及び産業遺産鋸山を活用した鋸山遊歩道の整備

##### ①歴史・文化遺産及び産業遺産鋸山のグランドデザイン策定

鋸山の一体的な観光案内や環境整備を図るためのキービジュアルを策定する。

##### ②鋸山遊歩道のサイン計画

来訪者に対し、鋸山の魅力を伝え、金谷・保田地区の町中や鋸山の登山道を案内するためのサイン計画を策定する。

現地を訪れた際に日本遺産「候補地域」の構成文化財やストーリーを理解できるように計画すること。なお、将来、日本遺産に認定された際にも活用できるようにすること。

案内板等の設置場所については、市有地もしくは管理者の協力を得て設置できる場所とすること。

## 6 業務の報告等

### (1) 実施状況等の報告

受託者は、委託者の指示に基づき、適宜、委託者に実施状況等を報告すること。

### (2) 業務完了報告書

受託者は、業務完了後は、業務完了報告書（冊子及びデータ）を作成し納品すること。

なお、報告書はグラフやデータ、写真等を掲載し、わかりやすくすること。

#### ①成果品の納入場所

富津市下飯野 2443 番地（鋸山日本遺産「候補地域」活用推進協議会事務局）

#### ②成果品の帰属

本契約の成果品に関わる権利は、すべて委託者に帰属するものとする。受託者は、委託者の許可なく成果品を複製、公表、貸与又は使用してはならない。

#### ③成果品に対する責任の範囲

本業務完了後であっても、受託者の過失又は疎漏に起因する不良個所が発見された場合は、委託者の指示により、必要な補足・修正を受託者の負担に行うものとする。

### (3) 業務の確認

委託者は、上記（1）、（2）の報告を受けた時は、速やかに履行状況を確認するとともに、必要に応じて現地確認を行うこととし、受託者は委託者からの求めにより、これに立ち会うものとする。

なお、受託者が行った現地調査の結果、仕様書の内容を満たさない履行状況であると判断した場合には、委託者の指示に従い、受託者は速やかに改善するものとする。

## 7 個人情報及び情報資産の取り扱い

### (1) 秘密の保持

受託者は、本契約の履行に伴い、知り得た業務知識（個人情報及びその他の情報をいう、以下同じ）の一切を他に漏らしてはならない。また、本契約終了または解除後も同様とする。

### (2) 情報の第三者への提供の禁止

受託者は、本契約の履行に伴い、知り得た業務内容の一切を第三者に提供してはならない。

### (3) 情報の指示目的以外の利用の禁止

受託者は、本契約の履行に伴い、知り得た業務内容の一切を委託者の指示する目的以外に使用してはならない。

## 8 その他

- ・受託者は、関係法令に則り、適正に業務を遂行すること。
- ・受託者は、業務履行の全部を一括して第三者に委任し、または請け負わせてはならない。ただし、委託者の承諾を得た時はこの限りではない。なお、委託する割合上限についても、委託者との協議により決定する。
- ・受託者は、再委託した業務に伴う当該第三者の行為について、すべての責任を負うものとする。
- ・受託者は本業務を実施するに当たり、事故や運営上の課題などが発生した場合には、速やかに委託者に連絡する。
- ・この仕様書に定めのない事項または業務遂行上、疑義が生じた時は、委託者と協議するものとする。

以 上